

平成29年 1月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成29年 1月20日 (金) 午前9時30分

2 出席委員

荒川由美子	委員長
小柳茂秀	委員長職務代理者
三浦溥太郎	委員
澤田真弓	委員
青木克明	委員(教育長)

3 出席説明員

教育総務部長	大川原 日出夫
教育総務部総務課長	大川 佳久
教育総務部教育政策担当課長	阪元 美幸
教育総務部生涯学習課長	高木 厚
教育総務部教職員課長	福島 淳
教育総務部学校管理課長	菅野 智
学校教育部長	伊藤 学
学校教育部教育指導課長	佐藤 昌俊
学校教育部支援教育課長	丹治 美穂子
学校教育部学校保健課長	藤井 孝生
学校教育部スポーツ課長	三橋 政義
中央図書館長	山口 正樹
博物館運営課長	佐藤 明生
美術館運営課長	佐々木 暢行
教育研究所長	武田 仁

4 傍聴人 3名

## 5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 理事者紹介と澤田委員挨拶
- 委員長 本日の会議録署名人に青木委員を指名した。
- 日程第2 議案第2号については、今後市長が議会に提案する案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。
  
- 教育長報告

(青木教育長)

それでは、平成28年12月17日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

まず、充実した教育課程の編成に向けて取り組んでいる長期休業日や土曜日を活用した授業日数の増加にかかわる試行として、冬期休業中、中学校において、12月23日祝日に2校、1月6日金曜日に4校、9日祝日に1校で実施をいたしました。これをもって本年度は全ての学校が終了をいたしました。3カ年にわたる試行結果を教育委員会と各学校とで検証し、次年度策定いたします横須賀市教育振興基本計画第3期実施計画に反映していきたいと考えております。

次に、児童生徒の作品展についてです。

文化会館を会場として、1月5日から10日まで読書感想画展を行い、本日から24日まで書写作品展を行っています。また、1月12日から30日までの日程で造形作品展を横須賀美術館で行っています。また、先になります、来週23日から27日まで、市役所本庁舎1階展示コーナーで文化財保護ポスター市内中学生応募作品展を行います。

いずれの作品展も、教科における図工、美術や国語、さらには社会、歴史の授業を通しての学習の成果を、子供の感性で、見える形での作品としたもので、大きな会場に展示し多くの人に鑑賞されることで、子供たちの励みにもなり、学習意欲の喚起に役立っているものと捉えております。また、保護者や市民にも、横須賀の学校教育の成果をご理解いただく機会ともなっております。

今後も、児童生徒の各種行事の意義を適確に把握し、よりよい学習成果の発表の場を設けられるよう努めてまいります。

次に社会教育分野です。

11月の定例会で、開催について担当課長から報告いたしました千代ヶ崎砲台跡公開講座についてです。

本市が10月に国から管理団体指定を受けたことで実施した事業でございますが、先月の募集で、定員200人のところ市内外から404人の応募がありました。抽選により当選された方には、先週14日土曜日に、座学として砲台の歴史や構造等について受講をいただき、あす21日に、5回に分け各回1時間弱の時間で現地を案内いたします。

今後、史跡としての保存とともに、活用についても積極的に事業展開をしてまいりたいと考えております。

美術館で11月3日から12月25日まで51日間の会期で開催いたしました企画展「新宮 晋の宇宙船」は、1万1,778人の方にご観覧をいただきました。観覧者のアンケートでは、98.6%の方が作品に満足とお答えいただき、大変喜ばしい結果でございますが、集客にいま一つ工夫が必要だったかなと思っております。

博物館では、引き続き2月5日までの会期で、企画展示「横須賀の古墳時代ー古墳はだれがつくったかー」を開催しております。

最後に、私が出席した会議についてですが、新聞報道等でご承知と思いますが、横浜市において、東日本大震災で福島県から避難してきた児童が継続していじめを受け、不登校となった現中学生の手記が大きな教育問題、社会問題となっております。これを受けまして神奈川県教育委員会では、10月13日金曜日に県内全市町村の教育長を集め、臨時の会議を開催いたしました。

今後、定期的ないじめの実態調査に加え、大震災由来のいじめについて別途きめ細かい調査を実施すること等で合意をいたしました。

なお、本市の小・中学校には、現在13名の震災関連避難児童生徒が在籍しておりますが、いじめの実態はございません。また、中学校卒業生について、発災以来、在籍当時について、可能な範囲でさかのぼっての状況把握を指示しているところでございます。

私からの報告は、以上でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第1号『横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の改定について』

委員長 議題とすることを宣言

(教育政策担当課長)

議案第1号『横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の改定について』ご説明いたします。

まず、提案理由ですが、本市の実情に合った考え方を明確にした上で、市立小・中学校の規模及び配置を適正化し、児童生徒の教育環境の整備を行うため改定するものです。

基本方針の改定につきましては、教育委員会7月定例会におきまして、素案の内容及びパブリックコメント手続実施のご報告をいたしました。また、パブリックコメント手続の結果につきましても、前回の教育委員会12月定例会でご報告いたしましたが、結果を受けての修正等はありませんので、お手元の別冊、基本方針の改訂版(案)は、7月にご報告いたしました素案から内容の変更はしておりません。

今後の予定ですが、この基本方針改定版に基づき、平成29年度に小中学校配置適正化実施計画について検討し、策定する予定でございます。そして、平成30年度以降に、小中学校配置適正化実施計画に基づき、地域別小中学校適正規模・配置検討協議会を設置し、地域における合意形成を図りながら適正化を進めていくこととなります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(小柳委員)

資料の横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針改定版の8ページの(3)の「学校と地域の連携について」というところで、学校と地域の連携は非常に重要であり、避難所や地域行事など、学校が地域の拠点でもあることを配慮していきますとありますが、これについて、何か具体的な方法や、検討している構想などございましたらお聞かせください。

(教育政策担当課長)

そうですね。学校というのはやはり地域において拠点でもある大事なところでございますので、今後、市長部局等と連携を図りながら避難所、また地域行事など、配慮していく方法をきちんと進めていきたいと思っています。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第1号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

## 報告事項（１）『平成29年度入学生学校選択制の申込み結果について』

（教育政策担当課長）

それでは、平成29年度に中学校へ入学する児童を対象とした学校選択制の申し込み結果についてご報告いたします。

学校選択制につきましては、平成15年度入学生から中央ブロックで試行を開始し、翌年度は衣笠ブロック、そして、平成17年度入学生からは全市で実施しております。今回は全市導入から13年目の実施となります。

恐れ入りますが、お手持ちの資料、報告事項（１）をごらんください。

資料にありますように、平成29年度は、対象者3,422人のうち345人、約10.1%の児童が他学区の中学校を選択いたしました。各学校別の申し込み結果は表のとおりで、受け入れ枠を超えた学校はありませんでした。したがって、希望者全員を受け入れることといたしましたので抽選は行いませんでした。

裏面をごらんください。

こちらに平成26年度入学生から29年度入学生までの申し込み結果の推移を載せてございますので、後ほど参考にさせていただけたらと思います。

以上で平成29年度入学生、学校選択制の申し込み結果についての報告を終わります。

（質問なし）

## 報告事項（２）『損害賠償の額の決定の専決処分について』

（教育指導課長）

それでは、市が損害賠償を行う事案が発生いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

報告事項２をごらんください。

平成28年5月28日午前9時ごろ、市立学校の校庭において側溝のふたが開いていたため、運動会の参観に来られた方が右足を踏み外して負傷した事故が発生しました。これにつきましては、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例の規定によりまして市長の専決処分を行い、教育委員会9月定例会で報告をいたしました。

今回の事案につきましては、相手方が加入している健康保険組合から、健康保険法第57条第1項の規定に基づき治療費の健康保険負担分について請求を受

け、同じく市長の専決処分事項に関する条例の規定により損害賠償として7万126円を支払ったことをご報告させていただきます。

なお、地方自治法第180条第2項の規定により市議会定例会に報告することをあわせてお伝えさせていただきます。

報告については以上でございます。

(質問なし)

報告事項(3)『横須賀市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について』

(支援教育課長)

報告事項(3)『横須賀市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について』ご説明申し上げます。

このたび、横須賀市教育委員会では、横須賀市立の学校職員を含む教育委員会全ての職員が、障害者差別解消の推進に向けて適切に対応するために、お手元でございます資料のとおり、横須賀市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を作成し、平成29年2月1日より施行することにいたしました。

作成の理由としては、昨年4月1日から施行されている、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律で、地方公共団体においては、職員が遵守すべき服務規律の一環として必要な要領を定めるよう努めるものとされていることによります。

作成に当たりましては、横須賀市の対応要領作成に携わっている福祉部障害福祉課と協力しながら、障害者団体などからご意見を伺うなどして作成を進めてまいりました。

内容は、第1条の目的から第7条の研修及び啓発の7項目で構成し、そのあとの3ページから10ページに、特に学校における具体例を多く示しながら、留意すべき事項をまとめてあります。

なお、作成した対応要領は、法律において公表することになっておりますので、学校の教職員全てが見ることのできる横須賀市教育情報センターイントラネットサイトや市役所の全庁掲示板で職員に周知するとともに、市のホームページへの掲載を予定しています。

最後になりますが、教育委員会では、対応要領に基づき、より一層の障害当事者などの方々への適切な対応に努めてまいり所存です。

以上で横須賀市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(小柳委員)

この資料の構造について、今もう一回見直しながら、私なりにこうなのかなと思うようなことなんですけれども、4ページ目の第3の不当な差別的取り扱いについての具体例というところで、こういう取り扱いは不当な差別に当たるからいけませんよという例が書いてあります。その柱書きというか前書きで、「正当な理由が存在しないことを前提としている」というふうに書いてあります。そして、6ページ目になりますけれども、合理的な配慮の具体例というところで、こういうふうに配慮をしましょうというような指針、具体例が書かれています。ここの柱書きにも、「過重な負担が存在しないことを前提としている」というふうに書いてあります。

これらの関係なんですけれども、要するに第3の不当な差別の取り扱いの際に、まず最初、障害があることを理由に窓口対応を拒否すること、これは基本的にできないけれども、正当な理由が存在する場合にはできるよという構造になっていて、そのさらに具体例として、第6の合理的配慮の具体例の中で、こういうような具体例の配慮をして差し上げましょうと謳っている。だけれども、それが過重な負担でできない場合には、それはできないとしてもしょうがないということで、こういう場合には、第3の「正当な理由」があるというような流れ、構造になっているという理解でよろしいでしょうか。

(支援教育課長)

ただいま委員がおっしゃられたとおりでございます。

(小柳委員)

ありがとうございます。

報告事項(4)『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』

(学校保健課長)

それでは、報告事項(4)『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』ご報告をいたします。

資料、まず1、開催状況についてです。

12月の教育委員会定例会以降の開催状況について記載をさせていただきます

た。

次に、2、検討組織における質問・意見等についてです。

1、開催状況にあります各会議での意見等を項目ごとに整理をして記載をいたしました。なお、1月16日に開催をいたしました中学校完全給食推進本部第5回会議につきましては、現在会議録を作成しているところですので、ここには含まれておりません。

それでは、抜粋して説明をさせていただきます。

まず、(1)実施方式のア、全般として、②にありますように、安全に配慮したエレベーターの設置が必要であると思うなどの意見、また、③では、エレベーターの設置が必須かという質問に対しまして、他都市では手運びをしている事例もあり必須とは言えないが、教育委員会としては、時間の確保、安全面への配慮からエレベーターもしくは小荷物昇降機の整備を行いたいと考えていると回答をいたしました。また、関連して、④にありますように、エレベーターを設置する場合、設置費用のほかに既存不適格の改修費用も含めて議論する必要があるなどの意見がありました。

2ページをお開きください。

イ、自校方式についてですが、自校方式のメリットに関するものとして、②にありますように、調理から喫食までの時間が最も短いことや、学校行事等で給食開始時間が異なる場合などにも柔軟に対応できること、それから、③にありますように、子供たちの身近に調理場があることを食育に生かせること、調理員も子供たちの反応をじかに感じることができることなどの意見がありました。

ウのセンター方式につきましては、①にありますように、センター方式のシミュレーションのために旧平作小学校と旧上の台中学校を想定しているが、建築基準法第48条ただし書きの適用は、あくまでも可能性の話であり、用途地域としては原則給食センターを建てることはできないため、市としては、建てるはならない場所と考えるべきであるなどの意見がありました。

3ページをごらんください。

エの親子方式につきましては、①にありますように、現在の提供食数よりもかなり多くの食数をつくることになり、釜の数や食材保管のための冷蔵庫などが不足する、洗浄、乾燥、保管の場所など、施設の拡充が必要になると思うといった意見や、④にありますように、小学校敷地内の車両の台数が増えるため、児童の登下校の時間帯における安全面の配慮が必要であるなどの意見がありました。

また、⑤にありますように、中学校間での親子方式について質問がありましたので、中学校間での親子方式の可能性はあると考えているが、自校方式で中



学校に給食室をつくるよりも広いスペースでの給食施設が必要となること、他校へ配送することになるため、給食室が工場扱いとなり、許可を得ないと実施できないなどの課題はあると回答をいたしました。

次に、オのその他につきましては、4ページをお開きいただきまして、③にありますように、3種類の実施方式から決定するのではなく、個別の組み合わせも検討していくことになると、調査結果から判断するのは難しいのではないかとの意見がありましたので、基本的には、3つの方式からベースとなる案を決定し、組み合わせる場合は、ベースとなる実施方式で対応が難しい学校の補完策を決めていくものと考えていると回答をいたしました。

次に、(3) 検討組織のア、全般についてですが、①にありますように、3年程度先まで見据えたスケジュールがあるほうが議論しやすいとの意見があり、実施方式によって次の準備にかかる期間が大幅に変わってくる可能性があり現段階では具体的に示すことが難しい。調査委託の結果でスケジュールの目安が出れば、それをベースに話をできるのではないかと考えていると回答をいたしました。

5ページをごらんください。

(4) 学校運営上の課題についてですが、イ、栄養教諭、学校栄養職員の①にありますように、食物アレルギー対応の観点からも、栄養教諭、学校栄養職員の全校配置が必要と考えるなどの意見がありました。

ウ、その他についてですが、③にありますように、直営か業務委託かといった運営形態については検討しているかとの質問がありましたので、調査委託では業務委託で費用を積算する設定にしておりますが、直営については教育委員会で費用を積算し、業務委託と比較することを考えていると回答をいたしました。

また、⑤にありますように、中学校の調理業務は委託で実施する方がよいということになった場合、小学校も直営から委託への移行を検討するののかとの質問がありましたので、6ページに記載をさせましたとおり、現段階では、小学校での調理業務の形態と中学校完全給食の実施は別に考えるものとして捉えていると回答をいたしました。

資料の説明は以上となりますが、調査事業者による現地調査に関連して、口頭でご報告させていただきます。

現在進めている横須賀市立中学校完全給食実施方式の検討に係る調査業務委託の事業者による調査におきまして、センター方式の検討に当たってのシミュレーション用地として、旧平作小学校と旧上の台中学校を想定し、調査することとしていましたが、市議会特別委員会におきまして、シミュレーション用地についても現地調査を行うべきではないかのご意見をいただきました。

これを受けまして、調査業務の委託内容に必須項目としては含めておりませんでしたが、事業者と協議し、1月13日、両地の現地調査を実施いたしました。調査の進捗状況としてご報告をさせていただきます。

以上で、報告事項の4、中学校完全給食に向けた検討状況についての報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

(小柳委員)

我々委員も含めて、相模原市の中学校に給食の視察にいかせていただいたときに、相模原市の事例ですと一斉に全市で給食を導入したのではなくて、部分的に始めたというような話もありました。この今回の調査報告、もしかしたら一部なので、実際には検討されているのかもしれませんが、そういった一斉に何か全市で給食体制をとるのか、段階的にやっていくのかというそういう検討をされたとか、話題とかにはなっていますでしょうか。

(学校保健課長)

今お話のありました相模原市の事例につきましては、市町村合併等の関係もございまして、もともと（給食を）やっていたところもある、そしてこちらは後から始めた、そんな状況で時間差が生じたという状況がございまして。本市におきましては基本的には全市一斉に同じように始めたいと考えておりますが、実際に実施する方式によって、一遍にできる場合と、少し年数をかけて順次やっていくような、一遍に一年で全ての学校にできないようなケースも、工事の状況なども含めまして、そういった方式に決まった場合は、段階的と言いますか、若干時間差が出るという部分もあるとは思いますが、基本的にはなるべく全市一律、中学校で、なるべく同じようなタイミングをベースに考えていきたいということでお話ししておりますので、今後実施方式を決めていく中では、そういったご意見、議論が出てくるものと考えております。

(荒川委員長)

じゃ、私から1点お聞きしていいですか。

連絡協議会ももう2回行われているわけなんですけれども、その中で日課表の心配などもいろいろ出ていましたが、それで、小学校と連携して来年度に向けて何か実施していこうなどというような、そういう動きなどはまだ出ていないのでしょうか。

(学校保健課長)

出席をされている校長会の代表の先生が、各校長会に持ち帰っていただいて

まだ情報共有と意見を交換するというまだそういったレベルでございますので、実施に向けてはそれぞれの校長会、他の先生方のご意見をまとめていただいたものを、また連絡協議会の場でお話が出ると思えますけれども、具体的に、日課についてああしろこうしろというところまではまだ詰めきれておりませんが、意見交換と情報共有はしていただいているという状況でございます。

#### 報告事項（５）『第71回市民駅伝競走大会の開催結果について』

（スポーツ課長）

報告事項（５）『第71回市民駅伝競走大会の開催結果について』ご報告させていただきます。

資料については、裏面でございますので、ごらんをお願いします。

このことについては、12月の定例会において教育長より開催についてのご報告をさせていただいております。スポーツ課からは、開催結果についてご報告させていただきます。

12月11日日曜日、会場を長井海の手公園ソレイユの丘園内で、2回目の実施となります大会運営をさせていただきました。天候にも恵まれ、参加の皆さんのご協力もあり、予定どおり10時にスタートいたしました。公園内の施設整備の関係で、スタート、中継、ゴールを第2駐車場に変更いたしました。前年同様、コースはすべて公園内を確保できたため、無事に大会を終了することができました。

区間的には、1から5区まで各2.7キロの全長13.5キロで実施をいたしました。

競技は、一般Aの部、これは男女別または混成チームで競技者の年齢制限がない区分に29チーム、一般Bの部、男女別または混成チームで競技者全員が30歳以上の区分に13チーム、そして、一般女子の部に6チーム、また、今大会より中学校の部を新設いたしまして、男子25チーム、女子20チーム、合計93チームと例年から17チームの参加増となりました。

中学校の部は、毎年10月に国道16号線馬堀海岸区間コースで開催しております中学校駅伝競走大会との相乗効果が期待できるため、今後も継続的に行っていきたいと思っております。

大会役員は、主管していただいております横須賀市陸上競技協会を中心に69名で運営をいたしました。

上位に入賞されましたチームは、お手元の資料4の大会結果に記載のとおりでございます。

また、競技終了後、参加者が応援の皆様とともに飲食や温浴施設等でお過ご

しいただくこともできるように、長井海の手公園パートナーズから施設利用割引券のご協力もいただきました。

報告は以上でございます。

(質問なし)

#### 報告事項(6)『第71回三浦半島県下駅伝競走大会の開催結果について』

(スポーツ課長)

報告事項(6)、本市及び横須賀市陸上競技協会と共催で開催いたしました『第71回三浦半島県下駅伝競走大会の開催結果について』ご報告させていただきます。

この大会は、昭和22年に第1回大会が開催されました。当時は、まだ市や体育協会の力だけでは大規模な大会運営は困難な時期でした。横須賀米軍基地に駐留していた初代米軍司令官デッカー大佐の支援により開催されて、交通事情によりコースの変更を重ねてまいりまして現在に至っております。

今年は1月15日日曜日、天候に恵まれ、三浦半島3市1町の陸上競技協会の皆様、神奈川県警察本部、地元各警察署のご指導、ご協力により無事に開催することができました。

コースは、横須賀市総合体育会館前を午前9時30分にスタートし、池上から葉山、長坂、三崎口駅、引橋を經由して三浦海岸、野比海岸を通り横須賀総合高校陸上競技場でゴールする5区間、全長37キロのコースです。

第1部、市町村対抗の部12チーム、第2部、高等学校の部8チームの合計20チームの参加をいただきまして、大会役員には総勢343人で行いました。このうち、特に横須賀市スポーツ推進委員の方々には、主にコース沿道の走路員として144人の方にご協力をいただきました。

結果は、市町村対抗の部では、横須賀市Aチームが全区間で1位を守り切り7年連続通算11回目の優勝を飾りました。また、横須賀市Bチームも3位に入賞を果たしております。高等学校の部では、逗子開成高等学校が31年ぶり12回目の優勝を果たしました。

スポーツ課からの報告は以上でございます。

(質問なし)

## 報告事項（7）『天神島ビジターセンター配置適正化計画について』

（博物館運営課長）

それでは、報告（7）『天神島ビジターセンター配置適正化実施計画（素案）について』をご報告いたします。

施設配置適正化計画の対象施設である天神島ビジターセンターは、博物館附属の天神島臨海自然教育園に隣接して所在します。鉄筋コンクリート造3階建て延べ床面積約1,000平米の建物が、建築後50年を経過したことから、横須賀市施設配置適正化計画に廃止イコール100%縮減という適正化の方向が示されました。

ただし、天神島臨海自然教育園の保護と活用を進めていく上で、天神島ビジターセンターが持つさまざまな機能の存続は必要と考えます。そのため、今年度6月に実施した来館者アンケートの結果等を踏まえ、廃止100%縮減から、建てかえにより縮減率を見直す計画を策定しようとするものが、今回報告する素案でございます。

それでは、お配りしました資料1ページから順にご説明いたします。

まず、1、計画の対象施設についてですが、（1）の対象施設、天神島ビジターセンターは、相模湾を望む佐島の臨海部に所在します。資料1ページ下段に絵図、別冊1の表紙裏に地図を掲載していますので、ご確認ください。

（2）対象施設の課題ですが、天神島臨海自然教育園の来園者に対して、博物館のサテライト機能やトイレ、水道等の便益機能を提供し、年間約2万人の利用がある一方で、建築後50年を経過した建物として、改修と廃止という大きな2つの計画にあると考えております。

2ページをごらんください。

（3）天神島ビジターセンターの現状ですが、アに記したように、この建物は、神奈川県から無償譲渡された青少年宿泊施設を改修して平成11年に開館したものです。この土地については、神奈川県から無償で貸与されております。

敷地の西側に、津波などの災害時の緊急避難口を兼ねた自然教育園の南口があります。また、敷地の東側に隣接して、乗用車15台分の駐車場があります。この駐車場については、市の所有地になっております。

ウの利用料金ですが、ビジターセンター、自然教育園ともに無料になっております。また、館内には学習室、講座室等の部屋がありますが、これら会議室については、一般の貸し出しは行っておりません。

館内の状況につきましては、別冊1の3ページに概要、それから、4ページに各階平面図を掲載していますので、後ほどご確認くださいと思います。

次に、エの天神島臨海自然教育園について補足します。

天神島とその沖合の笠島、そして周辺の水域を含めた約54万平米が神奈川県の名勝及び天然記念物に指定されております。天神島臨海自然教育園は、その指定された文化財の保存と活用を目的に設置されたものです。

オの施設の概要は、記載のとおりです。

次に、3ページをごらんください。

本素案を作成するに当たり、天神島ビジターセンターの利用目的等を把握するためにアンケート調査を実施しました。

(1) 調査対象者及び調査方法については、天神島ビジターセンター、天神島臨海自然教育園、そのほかに博物館の本館の来館者、来園者を対象に実施しました。

2の調査期間、3の回収状況は、記載のとおりです。

4の調査結果については、その概要をアからサまで11項目で説明していますが、この中で、エに記載のとおり、天神島ビジターセンターを利用する目的として、利用者の約半分の方が展示の見学と回答しています。そのほかにトイレ・水道の利用、駐車場の利用などが多いことがわかりました。

そして、キに記載のとおり、今後もビジターセンターを利用したい、ぜひ利用したいとの回答が多く寄せられました。

それから、利用者については、特に住まいについて顕著な結果が得られました。コに記載のとおり、天神島ビジターセンターでの調査では、市内の在住者の方はわずか6.7%で、大半の方が市外の在住者でした。市外の内訳については、別冊2の最終ページにまとめてあります。横浜、川崎や東京都内からの利用者が多い状況です。

続きまして、4ページの(5)調査結果の計画への反映状況としては、約9割を超える方が、利用したい、ぜひ利用したい施設として回答しています。それから、展示の見学を目的とする回答が多いこと、それから、トイレや水道の利用、それから休憩、自然教育園内の情報収集、研究活動などの利用が多いことがわかりました。また、市外からの利用者が多いことがわかりました。

このような結果が得られましたので、横須賀市施設配置適正化計画における適正化の方向に100%縮減というようなことで位置づけられたことに対しまして、現在の現況の建物をそのままこれからも存続させることはできませんが、建てかえによる100%縮減という廃止計画から、縮減率を見直す計画に反映されるべき結果が得られたものと判断しております。

最後に、3の施設配置適正化の取り組みについては、6ページをごらんください。

天神島ビジターセンターは、建築後70年目を迎える平成48年度まで、必要な改修を実施して活用してまいります。そして、平成48年度には建てかえを行い

ます。建てかえる施設については、現況で想定が難しいのですが、博物館のサテライト施設としてのビジターセンターの機能を残しつつ、施設配置適正化の計画の目的を順守し、縮減率を高めた施設とするよう検討していくこととなります。

ただし、市外在住者が多く、リピート効果も高いという点を評価しまして、市外からの集客力の向上や満足度をさらに高める工夫が必要であると考えております。現在、施設内には自動販売機の設置もございませんが、遠方から来られた利用者に対して、多少の飲食やくつろぎといったおもてなしも必要であると考えております。

さらに、それを発展させまして、多少の収益の確保についても検討すべきというような考え方をしております。

直近の平成33年度までの具体的な目標としては、屋上防水や外壁改修工事といった工事を実施し、それから、利用者の増大を目的とした民間活力の導入など、そういった幅広い利活用について検討していきたいと考えております。

このように100%縮減という天神島ビジターセンターの適正化の方向に対し、縮減率を見直すための本素案については、11月10日に副市長のヒアリング、それから、11月17日と1月6日に市長ヒアリングを実施しまして、了解が得られております。

本日、教育委員会定例会に報告させていただきまして、ご意見等を踏まえ、素案をまとめまして公共施設適正化推進本部に提出しまして、その後、平成29年度第1回市議会定例会に報告したいと考えております。

以上で天神島ビジターセンター配置適正化実施計画（素案）についての報告を終わります。よろしく願いいたします。

（小柳委員）

この利用度、市外在住者の率が高いということですが、それは、裏を返せば市内の利用者が少ないということになると思うのですが、その辺の何か分析というか、理由は検討されていらっしゃいますでしょうか。

（博物館運営課長）

この場所は佐島の先端にありまして、例えば横須賀中央駅からバス1本で行けないんです。逆に逗子駅からは佐島マリーナ行きのバスがありまして、1本で全部行ける。それから、駐車場15台分のもがありますが、駐車場を利用すると、市外、市内問わず関係がございませんので、主にバスというより公共交通機関を利用したアクセス上のポイントが大きな理由と考えております。

(小柳委員)

ありがとうございます。

(荒川委員長)

じゃ、私から1点いいですか。

5ページ目の(1)の4番目の土地の神奈川県との無償貸与契約の継続について調整していきますと書いてあるんですが、これは十分実現可能なことなんですか。

(博物館運営課長)

現在、土地は神奈川県青少年課が所管しております。その青少年課が所管する土地としての利用を継続するならば、無償での対応が今後も継続していきます。ただし、その土地の無償化については、その前段に建物を譲渡してもらったことがありますので、その譲渡に伴う無償貸与契約、貸借といったものなので、建物の存続の限りは無償で使い続けられるんですが、建物を廃止して建てかえるときには、また神奈川県と協議が必要になります。ただし、同じような博物館機能としてのサテライト構造を残した建物であれば、無償でそのまま継続していけるであろうと、この点については神奈川県青少年課とも多少の協議をしております。

ただ、難しい将来的な課題になってきますので、神奈川県としても明確な答えを今のところ出せないというようなところがありますので、可能性としては無償のままというような形で考えております。

#### 報告事項(8)『平成29年度教職員研修について』

(教育研究所長)

『平成29年度教職員研修について』報告させていただきます。

お手元の資料をご用意ください。

本市は中核市でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条、中核市における特例、県費負担教職員の研修は当該中核市の教育委員会が実施するに基づき、中核市に移行してから、県と連携しながら独自に教職員研修を実施してきました。また、研修の内容が、県及び政令指定都市と比較しても遜色がないようにと努めてきました。

このたび、さまざまな情勢の変化に伴い、平成29年度以降の教職員研修について見直しをいたしました。



1、見直しの目的は、効果の高い研修体系を構築すること及び教員は学校で育つの考えのもと各校長と協働して校内研修の充実を図ることです。

2、見直しの根拠としましては、平成27年12月21日付中央教育審議会答申のこれからの学校教育を担う教員の資質能力の向上についての中で、継続的な研修の推進、初任者研修の改革、10年経験者研修の改革、管理職研修の改革、教員研修計画の策定が示されたこと、さらには、この答申を受けた形で、昨年秋の臨時国会で教育公務員特例法の一部改正が承認されました。

2ページをお開きください。

ここには、改正のポイントを記載してございます。

大きな改正点としまして、漢数字二、目指すべき教員の姿を示すために教員育成指標を作成すること、漢数字五、10年経験者研修を中堅リーダーの育成を図る研修として中堅教諭等資質向上研修とするとなっています。

これが大きな変更点の2つになります。

なお、この改正につきましては、平成29年4月1日より施行となります。

参考といたしまして、3から7ページに改正の新旧対応表を記載してございます。

以上が根拠になります。

7ページをお開きください。

(1) 教員育成指標につきましては、平成27年度末に神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、相模原市教育委員会、横須賀市教育委員会、横浜国立大、県校長会、県教頭会と連携して指標を作成しております。

9ページを開いていただけますでしょうか。

そこに記載してあるものが教員育成指標となります。開発期、充実期、発展期とキャリアに応じたものとなっております。今後、変更等がございましたら、その都度変更していく所存でございます。

7ページにお戻りください。

(2) 新規採用教員は、初任者研修を含め継続的に3年をかけた研修とします。名称は、初任者研修(1年目)、1年経験者研修(2年目)、2年経験者研修(新設で3年目)とし、2年経験者研修は新規の開設といたします。1年経験者研修及び2年経験者研修も初任者研修の扱いとなるため、法定研修との位置づけとなります。

(3) 5年経験者研修を6年経験者研修といたします。初任者研修の終了時と中堅教諭等資質向上研修の中間点での研修として位置づけました。また、勤務2校目となっている対象者が多く、前任校との違いから生ずる自身の課題を共有しながら解決の糸口を探る機会と考えております。

(4) 先にお伝えしましたように、10年経験者研修は名称を中堅教諭資質向

上研修とします。受講時期は現行と同じ10年経過後とし、中堅教員としてのリーダー育成を図ります。ただし、教員免許更新が10年経過後となっているため、重複により受講が困難な場合は、次年度へ先送りできるものとしたしました。

(5) 20年経験者研修は、研修対象者が数人となってきており、研修効果を考え、廃止といたしました。

(6)、(7)の説明は省略させていただきます。

(8) 養護教諭の基本研修受講時期も、教諭の基本研修受講体系時期に合わせました。

(9) 新規に総括教諭学校運営基礎研修を実施し、総括教諭として、校長の学校運営の協力者としての資質向上を図ります。

(10) O J Tを推奨し、学校運営に活かされていくよう働きかけをしてまいります。校長の意向を大事にし、経験年数の違う教職員が、お互いを研修対象者とするペア研修、グループ研修とも言うておりますが、O J T推奨していきたいと考えております。

(11) 変更点を一覧にしてあります。新体系に移行するため、数年をかけて移行していきます。

以上のことを踏まえて、教職員の資質、能力の向上を図るために努めていく所存でございます。

長くなりましたが、以上で平成29年度教職員研修についての報告を終わります。

(荒川委員長)

じゃ、私から1点よろしいですか。

7ページに、1年経験者研修及び2年経験者研修も初任者研修の扱いとなるため法定研修となるとのことですが、そこに1年目の方には拠点校指導教員の先生がつかれていましたけれども、その先生がつくのは1年目だけなのでしょうか。それとも3年目までつくのでしょうか。

(教育研究所長)

委員長のご指摘のように、拠点校指導員が配属になるのは1年目のみになります。ですから2年目以降は私どものほうの研修と、校長と共同しながら研修をしていく次第でございます。

それと、先ほどご質問がありました、文科省より初任者研修は段階的に運用を数年かけたものにします。また、2月末に文科省のほうで、また会合等がありますから、詳しい運用について説明がされると思います。

(理事者報告なし)

(理事者への質問なし)

委員長 日程第2については、今後市長が議会に提案する案件であるため、秘密会とすることを宣言。関係者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成29年1月20日（金） 午前10時37分

横須賀市教育委員会

委員長 荒川 由美子